

総務文教常任委員会

12月定例会で本委員会に五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、五條市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について、五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について、五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について、令和5年度五條市一般会計補正予算（第7号）議定について、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については否決、残り8議案については全員一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

委員 資格要件が一部変更され、2年以内に研修を修了予定である者も放課後児童支援員とすることに懸念はないのか伺う。

答弁 昨今的情勢から今回の引上げには反対であるとの意見があり、本案については、全員一致をもって否決すべきものと決定しました。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

委員 国からの補助金はあるのかを伺う。

答弁 今回の人事院勧告に伴う改定分の財源について、国からの補助金はない。

五條市特定教育・保育施設

委員 基準が変わつても、公立幼稚園に影響はないのか伺う。

答弁 私立、公立ともに認定こども園となつており、影響はない。

五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員 資格要件が一部変更され、2年以内に研修を修了予定である者も放課後児童支援員とすることに懸念はないのか伺う。

答弁 計画を持って研修を受け易になると考えている。

市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について

委員 応募者数、指定管理料及び指定期間が5年となつた理由を伺う。

答弁 応募は1団体のみである。指定期間は施設の特性を鑑み5年とした。5年間の指定管理料は1億1,941万円である。

五條市立民俗資料館に係る条例の一部改正について

委員 共同墓地災害復旧事業補助金の対象等について伺う。

答弁 補助がなく市営墓地等の供給がなかなかできていらない現状を鑑み、自治会または集落などの構成員が共同使用している墓地を対象に、環境整備のために補助金を創設するものである。

五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について

委員 指定管理者に対する指導体制を伺う。

答弁 毎月の定例報告書を確認し、現地確認も行つてている。



五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について

委員 指定管理期間を3年とした理由について伺う。

答弁 施設は国道沿いにあり賀名生梅林にも隣接している。地域の活性化につながる管理運営の在り方を検証するため3年とした。

令和5年度五條市一般会計補正予算（第7号）議定について

委員 共同墓地災害復旧事業補助金の対象等について伺う。

答弁 補助がなく市営墓地等の供給がなかなかできていらない現状を鑑み、自治会または集落などの構成員が共同使用している墓地を対象に、環境整備のため補助金を創設するものである。

各委員会報告

厚生建設常任委員会

12月定例会で本委員会に企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、市道路線の認定について、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定に

係る指定管理者の指定について、五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定に

係る指定管理者の指定について、五條市国民健康保険税条例の一部改正について、五條市手数料徴収条例の一部改正についての6議案が付託され、審査の結果、6議案とも全員一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑内容の一部を抜

粋してお知らせします。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

委員 現在該当する職員数と業務内容を伺う。

答弁 水道局では2名が該当。総務係と簡易水道係の施設管理等を担っている。

事業内容を伺う。

答弁 飲食店の経営やプロデュ

ース、市の特産品を使つた飲食の提供、スイーツの販売等を行つてはいる。

委員

近所の類似店に影響を与えることに対し配慮はしているのか伺う。

答弁 整備の完了は今年度末頃と県から伺つてはいる。市道認定は議会の議決後になる。

委員

移管にあたり県へ整備要望を行つてはいるのか伺う。

答弁 現場を確認し、ガードレールや法面のロックネットの補修など、42か所の整備を要望している。

委員

現場を確認し、ガードレールや法面のロックネットの補

修など、42か所の整備を要望している。

委員

五條市立老人憩の家に係る

指定管理者の指定について

委員 指定期間を昨年同様に1年とした理由を伺う。

答弁 老人憩の家の在り方について、老朽化も含め結論を導き出すに至らず、再度1年間の指

定期管理とした。

五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について

委員 指定期間を昨年同様に1年とした理由を伺う。

答弁 老人憩の家の在り方について、老朽化も含め結論を導き出すに至らず、再度1年間の指

定期管理とした。

五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について

委員 指定期間を昨年同様に1年とした理由を伺う。

答弁 戸籍証明の広域交付等に

係る手数料等の規定整備について、本籍地に郵便請求していたものが、五條市の窓口でパスワードの発行や対象証明書の交付

が可能なのか伺う。

答弁 広域交付という形で対

応が可能である。本人またはその配偶者、直系の親族の方が窓口に来ていただいたら、発行できるものになつてはいる。

お詫びと訂正

市議会だより G O J O 第 89 号 13 ページの表中、議案の概要に誤りがありましたのでお詫びし、次のとおり訂正します。

五條市教育委員会委員の任命について
(誤) 井元誓晃氏を任命することに同意
(正) 井本誓晃氏を任命することに同意



認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対し、認知症の人々が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齡社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立つての方針を取りまとめる。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となつて進めて行くべきである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持つて地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記
一、認知症基本法の円滑な施行に総力を
本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。

一、地方自治体への支援の強化
地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的な連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

市議会だよりGOJO 表紙を飾っていただく写真を募集しています

五條市内の風景や行事等、応募者のオリジナル作品に、作品名、撮影場所、お名前、ご連絡先をご記入の上応募願います。

【応募方法】

- ☆郵送・持参の場合は画像データをお願いします。
- ☆電子メールの場合は、下記アドレスへ送信願います。
- ※ご応募いただいた写真は返却いたしません。また、謝礼もございません。
- ※掲載写真の著作権は作者にあり、使用権は五條市に帰属するものといたします。

☆電子メールの場合は gojoshi-gikai@kcn.jp

一、地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

一、認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

一、認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

一、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

身寄りのない方を含め、認知症になつたとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めるこど。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施対

広域防災拠点整備及び自衛隊駐屯地誘致特別委員会は、11月14日に明野駐屯地（三重県伊勢市）、15日に愛知県豊山町の視察を行いました。

明野駐屯地は、三重県唯一の飛行場であり、大規模災害時の拠点としても重要な位置を占めています。東日本大震災などで災害派遣活動等について説明を受けました。

豊山町では、大規模災害時に全国から人員や支援物資を受入れ、県内全域に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」の整備が予定されており、拠点整備の概要や経緯等について説明を受けました。研修後に整備予定地の視察も行いました。

今回の視察研修で得た成果を今後の施策の推進に生かしていくります。



（明野駐屯地にて）

広域防災拠点整備及び自衛隊駐屯地誘致特別委員会視察 in 三重県明野駐屯地・愛知県豊山町

（明野駐屯地）

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。
令和5年12月21日 提出

五條市議会

西吉野農業高等学校

意見交換会を開催しました



11月22日に、五條市立西吉野農業高等学校に我々議員が訪問し、生徒との意見交換会を開催しました。

全国から集まってきた生徒との意見交換を通して、将来を担う若者に市議会を身近に感じていたとき、議会や市政に関心を持っていたなどとともに、生徒との対話から得られる意見や情報を議会活動の参考にするために開催したものです。

はじめに、全体会として、農業クラブの紹介やプロジェクト発表、学校紹介を受け、その後、各学年の教室に移動し、2、3人の議員と生徒とが意見交換を行い、最後に施設見学を行いました。

プロジェクト発表では、柿のジョイント栽培、りんごの活用、キハダ栽培、シカの食害防止対策、フーラワーリノベーションプロジェクトといった地域の課題解決や貢献などの取組を、関係各位の理解



と協力を得ながら実施されており、高い問題意識と積極的な姿勢に一同感心しました。

学年ごとに実施した意見交換では、生徒から、五條市が期待する西吉野農業高等学校の役割などについて質問があり、農業発展のために知識と技術をしっかりと身につけてほしい、五條市に残って皆さんのパワーを頂きたいなど回答しました。

また、議員から、学校への要望などについて質問し、生徒からは、今以

て、農業クラブの紹介やプロジェクト発表、学校紹介を受け、その後、各学年の教室に移動し、2、3人の議員と生徒とが意見交換を行い、最後に施設見学を行いました。

プロジェクト発表では、柿のジョイント栽培、りんごの活用、キハダ栽培、シカの食害防止対策、フーラワーリノベーションプロジェクトといった地域の課題解決や貢献などの取組を、関係各位の理解



上に農業経営についても学びたい、低学年から農業に関する専門的な授業を増やしてほしいといった意欲ある回答がありました。

生徒たちが、しっかりと将来を見据え、日々目標に向けて取り組んでいることを知り、大変頼もしく感じました。

今後も、次代を担う若い世代とのかかわりを深め、議会を身近に感じていただくための取組を継続して実施してまいります。

生徒たちが、しっかりと将来を見据え、日々目標に向けて取り組んでいることを知り、大変頼もしく感じました。

今後も、次代を担う若い世代とのかかわりを深め、議会を身近に感じていただくための取組を継続して実施してまいります。

やまと広域環境衛生事務

組合議会の報告（概要）



去る10月24日、やまとクリーンパークにおいて開催されました令和5年やまと広域環境衛生事務組合議会第2回定例会の概要を報告いたします。

本会議に先立ち全員協議会が開催され、健康増進スポーツ施設の進捗及び吉野町一般廃棄物（可燃ごみ）の受入れについて説明があり、日程の確認等が行われました。

本会議では、南議長の開会の宣告に続き、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶、会議録署名議員の指名が行われ、会期を1日間とすることが決定しました。

続いて議案審議に入り、令和4年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入の合計額は10億828万5,905円であり、歳出の合計額は9億9,014万8,905円で、歳入歳出差引残額は1,813万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は1,813万7,000円との説明がありました。

議員から、ごみ処理費の包括管理運営委託料6億4,019万6,812円について質疑があり、定期整備及び補修の実施状況の一覧表が提出されている等の答弁がありました。また、議員から、財政調整基金積立金1億4

07万152円について質疑があり、基金に入っているとの答弁がありました。

本件については、討論はなく、簡易採決の結果、全員一致で原案のとおり認定され、本会議は閉会いたしました。

奈良県広域消防組合

議会の報告（概要）



去る11月27日、奈良県広域消防組合消防本部において開催されました令和5年奈良県広域消防組合議会第2回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、議会運営委員会からの報告があり、会期を1日限りとすることが決定しました。議長諸報告に続き、消防長から令和5年の火災・救急概要説明と消防組合の諸活動について、管理者から退職手当支給事業における奈良県総合事務組合の財政状況について、それぞれ報告がありました。

一般質問では、議員から組合分担金決定における検討内容及び職員の風紀改善における今後の取組並びに組合議会における議案内容の決定方法及び提出議案の早期提示について質問があり、分担金の決定は組合の意思決定手順に従い正副管理者会議で検討、区分会議で説明と意見集約を経たうえ決定している、風紀の改善についてはコンプライアンス推進室の立上げを行いました。

綱紀の引締めを行うとともに働きやすい職場環境の構築に努めていく、議案の決定は正副管理者会議において手続きがなされている、との答弁がありました。

次に、損害賠償の額の決定の専決処分の報告及び奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例について、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、財産の取得については、原案のとおり可決等されました。

次に、令和4年度奈良県広域消防組合一般

会計歳入歳出決算認定については、奈良県市町村総合事務組合の退職手当支給事業の基金について質疑があり、奈良県市町村総合事務組合と協議するとの答弁があり、分担金割合に管轄人口割合の考慮を要望する質疑には、基準財政需要額や救急出動割に関して人口が反映されているとの答弁がありました。また、需用費における不用額の詳細な説明を求める質疑があり、不用額の項目名と金額が報告され、原案のとおり認定されました。

次に、議会運営委員会から奈良県広域消防組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての議案が提出され、原案のとおり可決されました。

最後に、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申入れが承認され、本会議は閉会いたしました。